

第7回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年2月21日

議事堂601特別委員会室

1 関係団体からの意見聴取

2 その他

関係団体意見聴取時間割

日時	団体名	備考
【2月21日(木)】		
13:30-14:00	三重県消費者団体連絡協議会	
14:00-14:30	三重県製麺協同組合	
14:30-15:00	社団法人 三重県食品衛生協会	
15:00-15:30	三重県生活協同組合連合会 生活協同組合コープみえ	
【2月22日(金)】		
14:00-14:30	三重県食品産業振興会	
14:30-15:00	三重県養鶏協会	
15:00-15:30	三重県農薬商業協同組合 三重県肥料商業組合	
15:30-16:00	三重県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会三重県本部	

聴取会の進行状況により、時間が前後する場合がありますので御了承ください。

議会事務局称

何かとお話を聞いております。

在の中は、今や、偽装ばやりで困ったものです。消費者は不信感を抱くばかりです。業会は、消費者の購買力で経営が成り立っておりますが、消費者を欺むことで商売をする。その方達の気持は、どの様なものなので(どうか……) 消費者は悉りに外に逃げ場。消費者も、もっと勉強云々といわれますが、巧妙な手段、中味は見えないのです。見抜く事は出来ません。商売をする者のモラルしかないので、正直に事業をやられて見える方には申し訳ないですが、悪質な業者には務めて正して頂きたいです。

1) 骨子案を読ませて頂きました。手落ちの無き称、細部にわたって書かれてあります。か、少しくどい感じがします。米氏が読んで、もう少し、解り良い文面にはならないでしょうか……ご検討を願っています。

2) 骨子案には無いのですが、行政処分、罰則は、どうなんでしょうか。法律では、

食品衛生法……営業取消、禁止、停止等の処分。

表示違反…… 自然人：2年以下の懲役又は200万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金

JAS法……改善命令に従わない場合

自然人……1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

法人……1億円以下の罰金

事業者は、周知されていると思いますが、消費者にも知って頂く事も大切だと思っておりますので、記入は出来ないので(どうか)。

以上。

三重県消費者団体連絡協議会 植村 輝子

三重県食の安全・安心の確保に関する条例骨子案を読み上げていただき解りやすく賛成です。

修正は無いですが気がついた所を書ってみました。

- I
6. 県民の役割
- ウ) 県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるよう努める。-----
- 消費生活室のしているくらしの講座を、実施してほしい
8. 年次報告
- 知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して実施した施策に関する報告を提出するときに、これを公表しなす。-----
- 今はホームページが多いか、県政だよりみえで公表してほしい
- III
3. 調査研究の推進
- 県は、食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うとともに-----
- 調査は消費者団体で出来ると思います
4. 人材の育成
- 県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成する。-----
- 各地域で指導者になる人を育成してほしい。
6. 適正表示の推進
- 県は、食品等の表示に対する県民の信頼を確保するため、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及啓発-----
- 食品表示ラオウパーを置いて県民も協力したい
8. 認証制度
- 県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し-----
- 三重ブランドの認証を多くして
- 二
1. 相互理解の推進等
- 県は、県民、食品関連事業者及び県が、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換、相互交流の機会を確保-----
- 生産農家の取組を消費者は聞きたい

参考にはなるのではないかと感じました事を書いてみました

消費者団体連絡協議会

会計 太田琳美

① 賛成

意見 地産地消を進めるにあり
今後共に県の~~の~~協力をお願いしたい
又中山内地の農家の生産物を
おいてほしい

平成20年2月21日
意見聴取会提出資料

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）（骨子案）
聞き取り会 意見について

三重県食品衛生協会

IV 2 の項目について。

(1) 食品関連事業者は・・・・・・出荷してはならない。

意見

「11条2項 3項は食品又は添加物の基準及び規格について、
規格に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、
保存し 基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、輸入し、規格に合
わない・・・・・・。」

と決められており。食品衛生法の11条2項の規定は、出荷の禁止はなじまないの
ではないか。

出荷の定義も必要ではないでしょうか。

(2)・・・・・・疑いがある・・・・・・

意見

食品衛生法では、基準に合わないとはっきりしています、このことは、事実を
とらえて対象としています。

疑い・・・・ どのような時点で疑いというのか、事業者は混乱するのではない
でしょうか。

疑いを含め、違反のすべてを報告対象としていますが、健康被害に限定するな
どをしていただきますようお願いします。

過度の負担となるおそれがあります。

IV 3 及び 4

3 (1) ① 違反する疑い

意見

疑いはどのように判断していったらいいのか。

すべてを報告の対象とするのではなく、健康被害に限定する方が実効性
が上がるのではないか。

事業者も報告することによって、県民への周知情報が早く行うことが可
能となり本条例の実効性もあがるのではないか。

4 (4) 報告の内容にかかる情報提供・・・

意見

事業者が積極的に、前向きに取り組んだ結果、損をする感じを受けないのか。

自主的な回収であり、公表の範囲は、健康被害に限定して行うようお願いしたい。

健康被害がないものまで一律に報告、公表することは、除外していただきたい。

正直な報告が不誠実の印になるおそれ大きい。

事業者の多くは、中小規模事業者であります。混乱のないようによくお願いします。

県外のみを流通を除外していますが、県内への逆流通も考えられることから、このことは同様に考えればいいのではないのでしょうか。

2008年2月20日

三重県議会事務局
企画法務課御中

三重県生活協同組合連合会
会長理事 井出 法男

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）」に関する
意見公聴会事前資料

平成20年1月31日付「三議第241号」にてご案内いただきました、標記意見公聴会に関する事前資料について以下お送りさせていただきます。お取りはからの程よろしくお願い致します。

記

1. 骨子案全体に対して

当連合会はこれまで、毎年三重県が定める食品衛生監視指導計画（案）等への意見提出、食の安全・安心にかかわる執行部との懇談および食の安全・安心確保のための検討会等への参加をすすめながら、本県における食の安全・安心に関する条例の制定をめざした取り組みをすすめてきました。

今回、三重県議会が「食の安全・安心確保のための条例（仮称）」骨子案をまとめられたことは、本県における食品安全行政確立の前進に大きく寄与するものであり、心より歓迎し、その基本理念に賛同いたします。本骨子案策定にあたっては、当連合会より提出した「検討にあたっての要望書」に対してもご配慮いただきましたが、更に以下の点について、消費者の立場からあらためてご検討いただきたく意見をのべるものです。

2. 修正または削除が必要と考えられる点について

(1) 前文について

前文を設けることで、県の「食の安全・安心の確保」に対する考え方や姿勢を県民に伝えることが期待できます。このことから、前文は平易な表現を使い簡潔なものとしていくことが必要と考えます。よって（4）および（5）

を中心とした簡潔なものものとしていく必要があると考えます。

また、「県産食品の供給拡大」は、あくまで県産食品の安全性の確立によってもたらされる結果（二次的なもの）であり、条例でめざす県の軸足が消費者なのか生産振興なのかわかりづらいものになっており修正の必要があると考えます。

(2) 総則について

1) 目的について

今回の骨子案では「この条例は、県民が豊かな食生活を通じて健康に暮らしていくためには食品の安全性及び信頼性（以下「食の安全・安心」という。）を確保することが重要であることにかんがみ、… 施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護並びに県民に信頼される安全・安心な食品の供給及び消費の拡大に寄与することを目的とする。」としており、県民の健康保護が施策を推進した結果によって得られるものとして表現されています。

一方、Ⅲの基本理念では「食の安全・安心の確保は、このために必要な措置が県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講ぜられることにより、行われなければならない。」として、消費者を軸とした健康の保護を中心として書かれています。

本項では県民の健康保護と安全・安心な食品の供給及び消費の拡大が並列で記載され、前項でも述べたように、本条例の軸足が県民の健康保護か生産振興なのかわかりづらいものになっており、Ⅲの基本理念にあわせた表現に修正する必要があると考えます。

2) 県の責務について

検討会においても委員より、県の責務が「食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する」としていることに対して「施策に関して具体的に書くこと」を求める意見が出されていました。この意見に対して事務局からは「Ⅱの基本方針が根拠」である旨の回答がされたと理解しています。当連合会から提出した要望書では、①条例に盛り込む内容については限界があり具体的な施策を推進するための計画が必要であること、②実効性のある条例としていくため、基本計画と報告の義務を条例に明記されることを要望しました。

「報告義務」については、本骨子案の総則の8に明記されましたが、基本計画については、基本方針が位置づけられています。方針は「進んでいく方向。めざす方向」（広辞苑）であり、漠然としたものに過ぎません。より具体

的な「計画」を策定し、実践することで、本条例が実効性のあるものとなる
と考える事から、Ⅲの基本的施策およびⅣの安全・安心の確保に関する措置
をより具体的にする「基本計画」の明記が必要であると考えます。また、県
民が県の食の安全を確保するための施策を実感し、安心感につなげる意味で
も「基本計画」の明記が必要であると考えます。

(3) 基本的施策について

1) 県民の参加等について

当連合会から提出した要望書に対して「相互理解等の推進」が明記されて
います。その中で、「県は、県民、食品関連事業者及び県が、相互に理解を深
め、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換、相互交流の機会の確
保その他の必要な措置を講ずるものとする。」としています。

現在行政等によって開催される、意見交換・相互交流の実態を見ると、一
方通行的な情報提供や情報開示が中心であり、情報の双方向性および情報の
共有にもとづいて関係者が考えあう時間が十分に設けられていません。昨年
発生した事案でも、県はホームページ上で情報提供するのみで、県民に対す
る説明の場は持たれていません。

このことから、意見交換・相互交流を実施するにあたっては「情報の双方
方向性および情報の共有にもとづいて関係者が考えあう」という表現に修正す
ると同時にそのための人材育成・組織体制が必要であると考えます。

2) 危害情報の申出について

県が申出人に対して措置を講じた結果の扱いが明記されていません。県民
に対する食の安全・安心に関わる情報提供として、危害情報の申し出があつ
た事実及び県が申出人に対して講じた措置の結果等を県民に知らせること
について明記することを要望します。

(4) 安全・安心の確保に関する措置について

前文の(4)にある「本県において、食品の安全性及び信頼性を損なう事
件が発生し、消費者である県民に、食に対する不安感や不信感を抱かせた。」
ことを受けて、本条例の検討がされていることを考えると主たる対象は一般
的な食品であると理解しています。しかしながら、「1 安全な農林水産物
の供給」、「2 出荷・販売の禁止」「5 立入調査」においては、その対象を
農林水産物に特化している印象を受けます。

このことから、総則の「2 定義」で定める(1)(2)に規定する食品等

を扱う食品関連事業者が本条例の対象外と理解する可能性を否定できません。よって、総則の「2 定義」で定める(1)(2)に規定する食品等を併記する必要があると考えます。

(5) 附則について

1) 見直しについて

「必要があると認められるときは検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」としていますが、誰が「必要があると思われる」判断をするのかが明記されていません。このため、見直しの適切な時期を逃すだけでなく、最悪は見直しがおこなわれない可能性もあります。このことから、見直しの判断をおこなう主体について明記する必要があると考えます。

3. 執行段階において留意すべき事項等について

(1) 条例の周知と施行について

第4回検討会議の執行部聴き取りの中でも執行部より意見条例の周知と施行期間について意見が出されたように、本条例の施行にあたっては、県民をはじめ生産者・事業者への周知徹底が必要になります。施行にあたっては、この点を十分検討されることを望みます。また、それに必要な広報はホームページだけでなく、広報物(概要版、本編)を作成するとともに、消費者団体、事業者団体および29市町との連携を図る等の対応していただくことを要望します。

4. その他

(2) パブリックコメントの募集について

本条例骨子案に対するパブリックコメントの募集が1月31日よりおこなわれています。三重県のホームページでは議会事務局のコンテンツおよび食の安全のコンテンツのみの案内となっています。広く県民や事業者に知らせていくことの必要性を考えると、わかりづらいものとなっているのが現状です。三重県のホームページのトップページやトップページの政策意見募集(パブコメ)においても意見募集を幅広くお知らせしていくことを要望します。

以上

2008年2月20日

三重県議会事務局
企画法務課御中

生活協同組合コープみえ
理事長 茂木 穰

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）」に関する
意見公聴会事前資料

平成20年1月31日付「三議第241号」にてご案内いただきました、標記意見公聴会に関する事前資料について以下お送りさせていただきます。お取りはからの程よろしくお願い致します。

記

1. 骨子案全体に対して

当組合では設立来、組合員に対して食品を中心として、くらし全般にかかわる物資等の供給事業活動をすすめてきています。その中でも、食品については国の基準とは別に、独自の基準を設けて商品の品質の確保と保証のしくみづくりをすすめ、食品の安全性の確立と組合員の食の安全に対する期待に応えるべく、さまざまな取り組みをすすめてきているところです。しかしながら、これまでの食品偽装や不適正表示、中国産食品に起因する健康被害の発生は、食品をはじめ原材料における流通経路の複雑かつ拡大化などにより、もはや一部の事業者の努力だけでは防ぎきれない状況にないのが現状です。

こうした状況の中で、本県において食の安全・安心の確保に関する条例が制定されることに対して、食の安全・安心の確保をめざした取り組みをすすめている当組合としても歓迎するものです。

今回の骨子案に対しては概ね賛成できますが、以下の点について事業者の立場からあらためてご検討いただきたく、意見を述べるものです。

2. 修正または削除が必要と考える部分について

(1) 安全・安心の確保に関する措置について

1) 自主回収の報告について

当組合では、商品の購入者を特定することが可能であり回収対応することが可能ですが、一般の量販店等においては不特定多数の消費者を対象としていることから自主回収において十分な成果を得られないことも予想さ

れます。回収結果に対して最終的に県がどのように判断するのか具体的に明記していただくことを要望します。

3. 骨子案に記述のない事項で条例案に規定すべき事項について

中国産の冷凍餃子（コープ手作り餃子等）に含まれていたメタミドホスおよびジクロルホスに起因する健康被害の発生については、日本生協連は厚生労働省をはじめとする国や各都道府県の担当部局にご指導・ご援助をいただきながら、その原因の特定をすすめてきているところです。

今回の事案では、消費者の要求の第一は「情報」に対するものであり、当組合でも組合員に対する情報発信のあり方が今後の重要な課題であると考えています。新聞をはじめとするマスコミ報道による情報は、「速さ」という面においては効果がありますが、その「正確性」については各社の報道姿勢によって必ずしも適切な情報が国民もたらされている状況になっていません。

健康被害が発生した、またはその疑いのある場合は、事業者としては県と連携しながら正確な情報を正しく県民（消費者）に発信していくことが重要であると考えます。このことを踏まえて、回収報告と同時に県庁のホームページを活用しての回収や対応等の情報発信をおこなうことができるように追記してはどうでしょうか。

4. 執行段階において留意すべき事項等について

(1) 条例の周知と施行について

本条例の施行にあたっては、関係者が広範囲におよぶことから、これらに対して周知徹底をはかる必要があると考えます。当組合のお取引先にも周知していきたいと考えていますが、それに際しての広報物を作成していただき、活用できることを要望します。

以上